

若松台小学校の学校適正規模・適正配置に係る地元代表協議会会則

(名称)

第1条 この会は「若松台小学校の学校適正規模・適正配置に係る地元代表協議会」(以下「本会」という。)と称する。

(目的)

第2条 本会は、子どもの教育環境の改善を中心に据え、若松台小学校及び関係校に係る学校適正規模・適正配置について協議し、必要に応じて千葉市教育委員会に要望を行うことを目的とする。

(組織)

第3条 本会は、15名以内の委員をもって組織する。ただし、必要に応じて、委員を増員することができる。

2 委員は、若松中学校区におけるPTA・保護者会、学校評議委員会、町内自治会、青少年育成委員会等の代表者等のうちから、地域の実情を踏まえて、教育委員会と保護者や地域住民と協議の上、発足会議において決定する。

(会長及び副会長)

第4条 本会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 本会に副会長を置き、会長がこれを指名する。

3 会長は、会務を総理し、本会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐するとともに、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は、特に定めない。

2 委員が欠けたときは、所属団体の推薦を受け、速やかに会長が後任委員を選任するものとする。

(会議)

第6条 本会は、会長が招集し、議長は、会長が指名する。

2 本会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 本会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(事務局)

第7条 本会の事務局は、千葉市教育委員会事務局教育総務部企画課内に置く。

(廃止)

第8条 本会は、第2条で定めた目的を遂行し、それを受けた教育委員会において対象校の学校適正規模・適正配置について決定されたことをもって廃止する。

(委任)

第9条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。